

平成28年3月15日  
国土交通省道路局・都市局・鉄道局

## 「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に係る 関係政令・関係省令（案）」に関するパブリックコメントについて

国土交通省は、3月15日より、今国会に提出した「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」の施行に必要な手続等を定めるため、関係政令及び関係省令案のパブリックコメントを開始します。

国土交通省では、今国会に「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」を提出したところです（平成28年2月2日閣議決定・国会提出）。

（参考）[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000616.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000616.html)

これに伴い、踏切道改良促進法施行令、道路法施行令等の関係政令及び踏切道改良促進法施行規則、道路法施行規則等の関係省令の一部を改正し、法の施行に必要な手続等を定めることとしています。

つきましては、標記について、広く国民の皆様からのご意見を賜るべく、パブリックコメント（意見公募）を開始しますので、皆様にお知らせ致します。

### 1. 改正の概要

別紙のとおり

### 2. 意見募集の期間

関係政令関係：平成28年3月15日（火）から24日（木）まで（必着）

関係省令関係：平成28年3月15日（火）から28日（月）まで（必着）

※ パブリックコメントの詳細については、電子政府の総合窓口（e-Gov）中「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄をご参照下さい。

**問い合わせ先** 国土交通省代表 03-5253-8111

国土交通省道路局路政課 企画専門官 太田大吾 内線37-332 直通03-5253-8480

都市局街路交通施設課 課長補佐 原田英之 内線32-832 直通03-5253-8415

鉄道局施設課 課長補佐 中谷誠志 内線40-802 直通03-5253-8553